

各 位

上場会社名 小倉クラッチ株式会社
代表者名 代表取締役社長 小倉康宏
(コード番号: 6408 JASDAQ)
問合せ責任者 取締役常務執行役員 河内正美
(TEL. 0277-54-7101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 86 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についてもその期待される役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者が得られるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役の責任を予め限定する契約（以下「責任限定契約」という。）を締結できる旨の規定を新設するものであります。（定款第 28 条及び第 35 条）

なお、取締役の責任免除の規定（定款第 28 条）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条 当社は、会社法第426条第1項規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条 当社は、会社法第426条第1項規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>